

(案)

労 審 発 第 号
令 和 2 年 3 月 3 0 日

厚生労働大臣
加藤 勝信 殿

労働政策審議会
会長 鎌 田 耕 一

令和2年3月30日付け厚生労働省発基0330第1号をもって労働政策審議会に諮問のあった「労働基準法施行規則等の一部を改正する省令案要綱」については、本審議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙「記」のとおり。

(案)

別紙

令和2年3月30日

労働政策審議会

会長 鎌田 耕一 殿

労働条件分科会

分科会長 荒木 尚志

「労働基準法施行規則等の一部を改正する省令案要綱」について

令和2年3月30日付け厚生労働省発基0330第1号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

要綱については、おおむね妥当と考える。